

赤穂市環境審議会会議録

令和3年3月16日開催

赤穂市環境審議会次第

1 日 時 令和3年3月16日(火) 午後1時30分

2 場 所 市民会館 大会議室

3 出席者

学識経験者	赤井高之、中村隆紀、萬代新一郎
市議会議員	西川浩司、前田尚志、山野崇
市民組織の代表者	笹倉明王
産業界の代表者	梅本弘幸、平田一典、石橋龍一、寺岡里江子
公募市民	鈴木栄二、橋本久美子
関係行政の職員	八木下徹、中島達也、吉村陽
市関係職員	藤本大祐、河本憲昭
事務局	(市民部長) 関山善文 (環境課長) 古谷周 (環境係長) 中濱祐介 (産業廃棄物対策担当係長) 和田祥平 (環境係) 山下祐哉

4 会議次第

(1) あいさつ

(2) 新委員紹介

(3) 審議事項

・赤穂市環境基本計画(案)について

(4) その他

事務局

失礼をいたします。定刻になりましたので赤穂市環境審議会を開催させていただきます。本日は大変お忙しいところ、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。本審議会につきましては、前回1月26日に開催を予定させていただいておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、急遽書面開催とさせていただきます。ご予約をいただいております委員の皆様方におかれましては、急遽の開催変更のご連絡となりましたことを大変申し訳ございませんでした。また急な変更にもかかわらず書面決議へのご対応をいただきまして誠にありがとうございました。本来でありましたら、今回見直しを行います基本計画についてご意見を頂くにあたり、計画の詳細についてご説明をさせていただくべきところでしたが、急遽の事態となりましたことから最終的に安全面を最大に考慮し、書面開催となりましたことをご理解願えたらと存じます。書面決議におきまして、会長に萬代委員、副会長に中村隆紀委員が選出されておりますので、審議会の開会にあたり、萬代会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

皆さんこんにちは。桜の便りがちらほらとする季節になってまいりました。お久しぶりでございます。皆さん、お変わりございませんか。先程事務局がお話ししましたとおり、1月に本来ならこういう形で審議会を開くべきを、書面の会議をさせていただきました。不肖の私とこちらに居ります副会長、皆さんにご信任を頂戴いたしました。ただただ長くやっているだけなのになあ、いう感じを私は持つとるんですけれど。今市民の皆さんの環境に対する思い入れといいましようか、関心が非常に高こうございます。我々の職制から言いますと、市長の諮問を受けて答申するのが本来の役目なんですけれども、やはり市民の皆さんはこの審議会に対する色々な思いがあると思います。なんとか皆さんのお助けをいただいて、ご協力をいただいてこの審議会を務めてまいりたいと思いますので宜しく願い申し上げまして、簡単ではございますがご挨拶にさせていただきます。宜しく願いします。

事務局

ありがとうございました。

本日の委員の方々の出席状況でございますが、資料に添付いたしております名簿をご覧ください。中村隆彦委員、前田護委員、中村文代委員、谷山委員、柿本委員、藤原委員、藤井委員より欠席のご連絡をいただいております。現在18名の出席で、委員の過半数を超える出席をいただいておりますので規則第6条第2項の規定により本会は成立いたしますのでご報告いたします。

また、事務局からは市民部長の関山、環境係長の中濱、産業廃棄物対策担当係長和田、環境課山下、環境課長の古谷が出席しております。どうぞ宜しくお願いいたします。

続きまして、次第の2、新委員の紹介をさせていただきます。市議会議員の田淵委員に代わりまして西川委員でございます。同じく山田委員に代わりまして前田委員でございます。本日まだお見えではございませんが前川委員に代わりまして川本委員でございます。同じく家入委員に代わりまして山野委員でございます。産業界の代表者といたしまして赤穂商工会議所の寺田委員に代わり

まして梅本委員でございます。赤穂環境保全協議会の清末委員に代わりまして石橋委員でございます。赤穂青年会議所の山本委員に代わりまして寺岡委員でございます。なお本日も欠席でございますが、市民組織の代表として赤穂自治会連合会の沖委員に代わりまして前田委員、関係行政機関の職員といたしまして赤穂警察署長の横山委員に代わりまして藤原委員でございます。新委員の皆様、宜しくお願いいいたします。また、規則第3条第1項第5号の規定にあります公募市民による委員でございますが、令和2年3月に募集を致しましたところ3名のご応募があり、選考委員会において委員が選考されましたのでご紹介いたします。鈴木委員でございます。橋本委員でございます。

それでは議事進行につきまして、会長宜しくお願いいいたします。

会 長

これから座って失礼いたします。本審議会は、赤穂市環境審議会規則第6条第5項の規定により、会議は原則公開することといたしております。本日の傍聴希望者は、多田さんでございます。本審議会の公開を改めて皆さんにお尋ねをいたします。宜しいでしょうか。

(「異議なし」)

はい、ご異議がないようですので、お一人の方に入ってくださいといたします。(傍聴者入場) それでは傍聴の多田さん、取り決めに従いまして宜しくお願いをしたいと思います。なお、事務局にお尋ねしますが配布の資料はお持ち帰りいただいていいのでしょうか。

事務局
会 長

資料につきましてはお持ち帰りいただいて結構でございます。

そうですか。はい、そういうことでございますので宜しくお願いいいたします。それでは、規則第6条第4項の規定によりまして議事録署名委員を指名させていただきます。議事録署名委員を平田委員、宜しくお願いいいたします。

それでは、次第3の審議事項「赤穂市環境基本計画(案)」について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

失礼いたします。私から環境基本計画(案)についてパブリックコメントにて頂いたご意見と委員の皆様から頂いたご意見、それらに対する市の考え方についてご説明いたします。それからですね、今回の環境基本計画の改定にあたりまして、支援業務の受託業者の方にもご同席いただいておりますので、ご紹介させていただきます。株式会社地域計画建築研究所、アルパックの中川さんです。それでは、まずお手元資料の確認をさせていただきます。一番上に本審議会の次第。それから資料1として名簿。資料2にパブリックコメントの結果についてということで1枚もの。資料3で2枚もの環境審議会委員さんからの意見についてというもの。それから資料4修正内容一覧という10ページ程の資料ですね。それから環境基本計画(案)で、令和3年3月16日現在という題が打つてあるもの。それから、資料5で裏表1枚ものがあるかと思いますので、もし不足がありましたらおっしゃっていただけたらと思いますが大丈夫でしょうか。では、説明の方に入らせていただきます。座って失礼いたします。

まず、資料2をご覧ください。こちらは2月2日から3月1日まで実施しまし

たパブリックコメントの結果についてでございます。ご意見といたしましては1名の方から1件のご意見を頂きましたので、意見の概要と市の考え方をご説明いたします。まずご意見の内容としましては、計画全般の関係で、パリ協定、国際社会全体の目標 SDGs、「地球温暖化対策実行計画」の作成、気候変動による防災対策や脱炭素社会への転換、及びグリーンリカバリーの促進等は重要な課題であるが、視点を地球規模から地域レベルに落とし、足元の現在進行中の環境リスク、脅威について、より重点的に取り組み、詳細を取り入れた環境基本計画の作成をお願いしたい。これに対しまして市の考え方といたしましては、本計画については、地域環境の在り方を明示し、環境に配慮した新たな施策の展開を図るためのまちづくりの指針として策定するものであり、近年の環境行政は地球温暖化、気候変動影響など地球規模での環境問題に対応する必要があることから、国・県と連携しながら進めていきたいと考えております。そのため、地球規模の環境問題への対応を記載するとともに、本市独自の取組についても「第4章重点的に取り組むこと」などに記載し、様々な視点からの取組を進めていくこととしております。また、個別の環境リスクがある案件については、必要な調査や検証を行い、対応していきたいと考えております。

続きまして資料3をご覧ください。先程会長からもありましたが、急遽書面開催となりまして、説明を省略することになり申し訳ありませんでしたが、1月26日から2月25日までの間に審議会委員の皆様には計画案に対するご意見を募集いたしました。その結果、3名の委員の方々から6件のご意見をいただきましたのでご説明させていただきます。まず1番、計画案でいうと28ページの所になります。「第2節 脱炭素社会への探求と適応のまち」を本市の地球温暖化対策実行計画として位置付けているが、2030年度の目標値はどのように算出されたのか。これに対しましては、2030年度の温室効果ガス排出目標値については、国・県の目標水準を目指すものとして設定しております。具体的には、現在改定作業が行われている兵庫県地球温暖化対策推進計画(案)で示された目標値を参考にしています。この回答を作らせていただいた時には計画案という状況だったのですが、昨日、兵庫県の方でこの地球温暖化対策推進計画が確定いたしまして公表されております。数値目標については計画案の時と変わっておりませんので、その推進計画の数値を参考として同じ足並みを揃えてやっていこうということで、同様の数値目標を掲げている状況でございます。続きまして、2番、51ページの所になります。51ページの2の(1)のところですね。地球環境権の明確化とありますが、どのようなことをいうのでしょうか。誰のための、何のための権利なのでしょうか。というご意見がございました。こちらに関しましては、大変失礼いたしました。誤植でございました。そのため修正してその中身を用語解説の方に追加させていただきます。地球環境権という単語が正しくは地域環境権の間違いでございます。この地域環境権というものはですね、長野県飯田市、非常に先進的に環境に取り組まれている市になるのですが、2013年4月に施行した「再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例」で、

全国で初めて保障した権利でございます。再生可能エネルギー資源で生まれるエネルギーを市民共有の財産と捉えまして、市民にはこれを優先的に活用して地域づくりをする権利があると定めたものでございます。地域環境権の明確化というのは、再生可能エネルギー資源の活用、それから市民や団体、企業、行政との関わりを明確にしていくことを指しております。続きまして3番、ページでいいますと53ページになります。計画の見直しについて、最終年度に見直しを行うとありますが、遅くはないでしょうか。また、7ページの「6. 計画の期間は？」の中で、必要に応じて計画の見直しを図るとありますが、齟齬はないですか。というご意見がございました。それに対しましては、こちらに記載している53ページの3の(2)計画の見直しのところ、まず1行目のところに最終年度における見直しについて記載しておりますが、これは次期の次の2030年以降の環境基本計画に向けた目標ですとか基本的な施策といった計画の根幹をなす部分、こちらについては最終年度の見直しで次期で環境基本計画に反映していきたいという考えでございます。その次の行に記載しておりますが、具体的な各取組ですね、その辺につきましては、計画の進捗状況などを踏まえて、必要に応じて見直ししていきたいと考えております。それから4番、計画全般に関しまして、赤穂市の諸事情・状況を深く考察した上での計画と思いました。やや具体性にかける印象はありますが、基本計画ですからこのままで良いと思えます。というご意見を頂きました。これに対しましては、本計画については、地域環境の在り方を明示し、環境に配慮した新たな施策の展開を図るためのまちづくりの指針として策定するものでございますので、具体的な取組については、「第4章」などに記載するとともに、分野別の個別計画に基づいて取組を進めてまいりたいと考えております。続いて2ページ目の方ですね。5番、こちらも計画全般に関しましてですが、今回の改定は世界的・全国的な課題である脱炭素化・気候変動影響など地球規模の環境問題が柱になっているように思えるが、確かに重要な課題ではあるが、この計画は赤穂市の環境基本計画であるのでそんなに強調しなくてもいいのではないかと。というご意見を頂きました。これに対しましては、先程のパブリックコメントの方の考え方と同様になりますが、本計画については、地域環境の在り方を明示し、環境に配慮した新たな施策の展開を図るためのまちづくりの指針として策定するものであり、近年の環境行政は、地球規模での環境問題に対応する必要があることから、国・県と連携して進めていきたいと考えています。そのため、地球規模の環境問題への対応を記載するとともに、本市独自の取組についても「第4章」を中心に記載いたしまして、様々な視点からの取組を進めていくこととしております。それから6番といたしまして、こちらも計画全般になりますが、用語解説は添付されているが、計画案全般に英字やカタカナ表記があまりにも多く見受けられ、市民に分かりにくい内容ではないか。というご意見をいただきました。これに対しまして本計画はできるだけ分かりやすい内容になるよう心がけて作成しておりますが、幅広い分野の内容を記載しておりますので、どうしても分かりにくい表記ができております。分かりにくい英字やカタカナ表記

については、できるだけ用語解説を添付するようにはしておりますが、国・県などの計画ですとか、日常生活で見聞きする様な用例の現状などを踏まえて用いておりますので、ご理解をお願いできたらと思っております。以上が資料3環境審議会の委員の方々から頂いた意見に対する市の考え方でございます。

以上のパブリックコメントと環境審議会の委員の方々からのご意見と市の考え方というものを基に修正や追記等を行う部分、それから計画案をお示しして以降にですね、市の内部で協議を行った結果修正する部分が出てきております。それらの修正箇所をまとめたものを資料4として作成しておりますのでご覧ください。修正内容といたしましては大きく2つに分けて記載しております。1番といたしまして計画の記載内容の変更を一部伴う修正、2ページ目以降は内容の修正ではなく表現方法等の修正という形で記載しております。1番の記載内容の変更を伴う修正についてご説明いたします。

では1番の1ですね。まずページでいうと10ページになります。10ページの⑦のところになりますが、国・県においても令和32(2050)年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることが表明されました。という記載をしておりましたが、この部分の最後の部分に、表明され、事業者、市民も取組が必要となりました。ということで内容を追記しております。それから2番、3番のところですね。ページでいうと11ページになりますが、こちら四角を囲んでいる中でですね、①から順番に記載しておりますが、④という記載が抜けておまして、⑤⑥を④⑤に修正いたしております。それから生物多様性の損失が加速しています。という損失という言葉が消失という言葉に修正しております。それから4番、ページでいうと24ページになります。第3章の第1節と書いてあるところのすぐ下のところですね。こちらに大気環境や廃棄物など一部の環境への負荷は増大または下げ止まり状態にあります。という記載がありましたが、環境への負荷が明確に増大しているものというのは現状確認されておりませんので、増大またはという部分を削除しております。それから修正箇所の5番6番ですね、ページでいうと29ページになりますが、第2節の1として温室効果ガス排出量を削減することで、取組を記載している部分になります。こちら(1)の省エネルギー化の推進のところと、(3)のところですね、ライフスタイルやビジネススタイルについての記載をしておりましたが、これらを1つに統合いたしましてライフスタイルやビジネススタイルを見直し、エネルギーの無駄を省く取組を普及・啓発します。ということで、1つの取組として記載するよう修正しております。それから7番、ページでいうと34ページになります。こちらは第4節と書いてあるところのすぐ下の説明文のところになりますが、子どもたちや高齢者への配慮などより質的充実重点を置いた、うるおいとやすらぎのあるまちを目指し、以下の取組を進めます。というところを、子どもたちや高齢者が安全で快適に生活できるよう質的充実重点を置いた、うるおいとやすらぎのあるまちを目指し、以下のとおり取り組みます。ということで、少し表現を変更して、内容を追加した状態になっております。それから修正箇所8番9番、49ページになり

ます。この49ページの5赤穂ゼロエミッションのところの(2)取組の方向の①のところですね。こちらに生ごみの関係ですとか、食品ロスの関係の記載をしておりましたが、これを1つの、基本的に生ごみも食品ロスの一部でございますので、1つの取組として集約して表現し直しております。修正後といたしましては、家庭から出る生ごみなどの食品廃棄物を減らすため、ごみの堆肥化の普及・啓発や市民・事業者・市が連携した食品ロスを減らす仕組みづくりについて研究し、取組を進めます。という形に変更しております。それから51ページですね。これは先程ご説明させていただきましたが、地球環境権の明確化というところを地域環境権と変更しております。それから58～59ページの用語解説のところ、地域環境権という用語解説を追加しております。資料4の2ページ目以降については、表現方法等の修正ということで、例えば文章表現といたしまして、推進しますという表現を進めますというような表現に修正したり、できるだけ見やすいような形で修正しているような形になりまして、特に内容等大きく変わるようなところはないのでご確認いただけたらと思います。変更箇所といたしましては以上でございますが、この変更箇所を反映した状態の計画というものをこの令和3年3月16日現在という表紙に変えたもので配布させていただいておりますので、ご覧いただけたらと思います。

事務局からは以上でございます。

会長

事務局の説明は終わりました。何か質問、ご意見があればお受けいたします。挙手を願います。

委員

失礼します。28ページの温室効果ガス排出量の目標値ということ、2030年度までの目標をされておりますが、毎年これが変わったという結果を報告されるのですか。それとも、何年か毎に目標値を報告してくれるのか、それをお聞きしたいと思います。

事務局

こちらの温室効果ガスの排出量ですね。排出目標値というのをこのように定めまして、毎年温室効果ガスの排出量を市域全体の分として算出する予定でございます。その中で産業部門がいくら、業務部門がいくらというその年度の実績を算出する予定です。委員の皆様にも今年度、令和2年度版赤穂の環境を配布させていただきましたが、この中に令和元年度、昨年度の温室効果ガスの排出量ということで実績をあげさせていただいております。そのような形で、今後も温室効果ガスを算出いたしまして、公表していきたいと考えております。

委員

今の説明では、毎年下がっていくということで理解していいんですね。

事務局

下がっていくかどうかというのは、取組を色々、市も含めて取り組んでいくので、下げられるように進めていきたいとは考えております。

委員

わかりました。

会長

他にございませんか。はい、発言がないようですので。それではこの計画案についてご協議いただいた内容を含めて、この審議会としての答申案を作成したいと思います。宜しいでしょうか。答申案の記載の内容については、私、会長一任ということでお願いいたします。なお、答申ができましたら、各委員の皆様にお

配りいたしますのでご覧になっていただきたいと思います。

それでは次に、次第4その他のところで事務局何かございますか。

事務局

私からは、西有年地区における産業廃棄物最終処分場の設置に係る事前協議書について現在の状況を簡単にご説明いたします。お手元の資料5をご覧ください。座って失礼します。概要について説明いたします。西有年地区における民間事業者により計画されている産業廃棄物最終処分場について、令和2年6月3日付で、兵庫県西播磨県民局より兵庫県条例である「産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例」に係る事業計画事前協議書についての意見照会が送付されました。事業者は大阪府に所在する株式会社東洋開発工業所で、事業概要は管理型産業廃棄物最終処分場の設置となっております。処分される廃棄物の種類や処分場の面積等は資料記載のとおりでございます。裏面をご覧ください。なお、県からの照会事項は①周知範囲・周知方法について、②生活環境保全上の措置について、③地域計画上の事項について、④関係法令上の手続きについてとなっております。なお、回答期日は特に設けられておりません。事前協議書が送付されて以来、環境課では市役所内、各所管の意見や専門家への意見照会を行いながら照会事項の回答に向け、準備を進めているところでございます。その後の動きといたしましては本年2月26日に兵庫県西播磨県民局宛に環境影響評価の実施や事前協議書の不足事項の補足などを求める文書を提出しております。産業廃棄物対策担当からは以上でございます。

会長
副会長

ただ今の説明について、何かご質問・ご意見がございましたら承ります。

すみません。今係長の方からご説明があった事前協議についてですけれども、市の方では内容を慎重に精査して回答案を作成検討中とのこととあります。その以前に精査していく段階で専門家に意見を照会したと今ご説明がありましたが、これどのような分野の専門家にご照会をさせていただいたのか、ちょっと専門分野をお聞きしたいと思います。

事務局

環境アドバイザーについては詳細なお名前などはお伝えできないですが、分野といたしましては廃棄物全般といたしまして行政法関係の先生、また行政手続き関係の先生、最終処分場全般の専門家、また水質関係といたしまして水質排出処理の専門家、植生生物多様性の専門家、地質の関係の専門家、計6名の方をお願いしております。

副会長

そしたら、それぞれの専門家の先生方からは、何らかのご意見があったと考えていたらいいわけですね。

事務局

そうですね。意見を伺っておりまして、そういった意見を集約しながら回答に向けて準備を進めているところでございます。

委員
会長
委員

ありがとうございます。

他にございませんか。

すみません。先程2月26日付で県の方にこういった内容で添付したということですが、その後県の方から今回市が出した文書に対して何かリアクション等あったのでしょうか。

事務局 先程26日以降の動きということのご質問かと思うのですが、こちらから提出した内容について、実際に県とのやり取りの中で、事務的な文書等をいただいたり、今後どういった形でスケジュール的に回答が整うのかというような形のやり取りはさせていただいております、今後どういう形で市の方がそれをお答えするのかというのは、現在調整させていただいているという状況でございます。

委員 特にですね、その地域計画いうのですか、どこの範囲にするか、ここに書いてくれています相生市、姫路市、備前市等の関係する自治体、これについては赤穂市としても本当に大きな関心を持って臨まなければならないということだと思いますので、これにつきましては市の方でも粘り強くちゃんとした方針を持って、ここも入るといようなことで訴えていって欲しいと思います。

会長 他にございませんか。他にご意見が無いようですので、これにて全ての議事は終了いたしました。それでは最後に全体を通して、もし皆さんに発言があるようでしたらお受けしたいと思います。はい、どうぞ。

委員 今回産廃の件ですけれども、住民の方たちが反対の旗をうちも立ててもいいですよというような声を数多く聞きますが、そういうご依頼があった場合には答えてはいただけるのでしょうか。

事務局 市内で掲げておられるのぼりのお話かと思うんですが、のぼりに関しては市民の会がお作りになられて、お付けになられているというように伺っています。それを何処にお付けになれるかは、その自治会なり、その組織の中でお決めになれると伺っておりますので、そこが付けてもいいよというお話になれば多分お付けになられているのではないかと思います。

委員 わかりました。

会長 はい、もう他に宜しいですか。はい、他にございませんようですので、これにて審議会を終わりたいと思います。最後に中村副会長が閉会のご挨拶を致します。

副会長 失礼いたします。本日は大変お忙しい中、また新型コロナウイルスがまだ落ち着いていない中、お集まりいただき本当にありがとうございます。環境基本計画は赤穂市の環境政策にとって本当に大事な計画であります。諮問して答申を今から審議会としてするわけですけれども、色々まだご意見がある場合には、事務局の方へお願いをしたいと思います。それから産業廃棄物の最終処分場の県からの事前協議の意見照会等々につきましては、市の方で本当に慎重に回答をお願いしたいという事を皆さんと事務局にお願いをいたしまして、今日の審議会を終わらせていただきます。本当にありがとうございました。

(午後2時15分閉会)